

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

北上市長 **市長署名**

北上市条例第18号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第6号

北上市行政手続における個人番号の利用等条例の一部を改正する条例

北上市行政手続における個人番号の利用等条例（平成27年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）							
機関		事務		特定個人情報		機関		事務		特定個人情報	
[略]				[略]							
4	<u>同上</u>	<u>高齢者バス等運賃助成事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	4	<u>削除</u>						
5	<u>同上</u>	[略]		5	<u>市長</u>	[略]					
[略]				[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月9日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

高齢者の公共交通利用に関する事業を統合したことに伴い、市が行う個人番号を利用できる事務の一部を削除しようとするも

のである。